

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	31
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	31
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	32

告 示	
北海道告示第563号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。	
平成19年8月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 保安林予定森林の所在場所	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ452地先（次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的	なだれの危険の防止
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第564号	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指	

定を解除する予定である。

平成19年8月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 枝幸郡枝幸町岬町1133の2（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 枝幸郡枝幸町岬町1133の2（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年8月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|-------------------|
| 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 釧路市（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| （ア）主伐は、択伐による。 | |
| （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 | 次のとおりとする。 |
| 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 釧路市（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| （ア）主伐は、択伐による。 | |

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路市・白糠郡白糠町（以上1市1町について次の所在場所 図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）次の森林については、立木の伐採を禁止する。

白糠町（次の図に示す部分に限る。）

（イ）次の森林については、主伐は、択伐による。

白糠町（次の図に示す部分に限る。）、釧路市

（ウ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（エ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（オ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 落札金額

2,084,880円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年6月22日付け北海道教育庁上川教育局告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年8月21日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 敏 光

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借（300台） 一式（1月当たりの単価）

（職業科236台、商業科文書処理装置64台）

2 落札を決定した日

平成19年8月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 NECリース株式会社

(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号